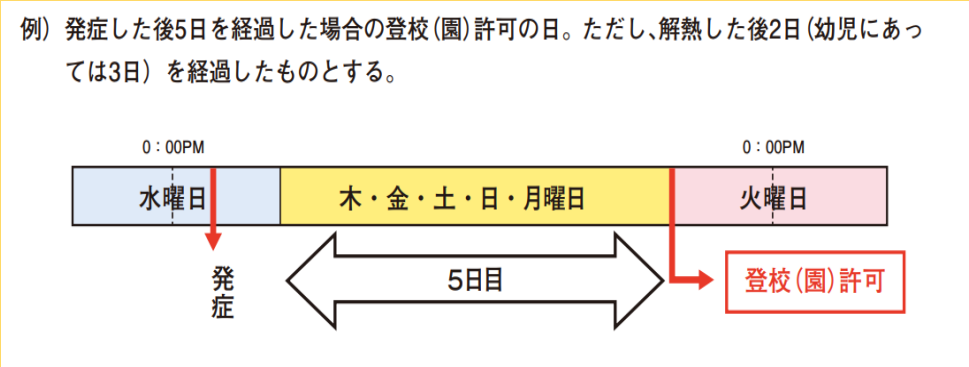


学校感染症

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第18条・第19条）

感染症の種類（第18条）		出席停止期間の基準（第19条）
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	シフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）	
	中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）	
	特定鳥インフルエンザ	
	指定感染症	
	新感染症	
第2種	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後（発熱した日の翌日から1日目とする）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157他）	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルスに限る）、EBウイルス感染症等	

※インフルエンザの出席停止期間について
「発症した後5日を経過」については、**症状が出た日の翌日を1日目として数えます**。例えば、水曜日に発症した場合は、翌日の木曜日が1日目になりますので、「発症した後5日を経過」し、登校が可能になるのは、翌週の火曜日になります（ただし、解熱した後2日を経過した場合）。
また、インフルエンザは、**高熱が出た日を指して「発症」とする場合が多いと予想されます**。
いずれにせよ、医師等に相談の上、適切な対応をしてください。病状により学校医又はその他の医師において感染のおそれがないと認めた場合には、登校可能です。



学校感染症についての質問・相談等は保健室までお問い合わせください。
保健室直通 048-781-0698（月曜～金曜 9：30～17：30）